

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○地籍調査事業計画の変更

(地域振興課)

一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○道路の供用開始

(同)

二

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

二

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

二

雑 報

○環境影響評価準備書の公告及び縦覧並びに住民説明会の開催

三

正 誤

○宮城県公報第一八〇号(令和三年二月十六日付け)中

四

○宮城県公報令和三年号外第八号(令和三年三月二十六日付け)中

四

告 示

○宮城県告示第三百十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、令和二年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称
気仙沼市二 調査地域
福美町等四単位区域

外浜等二単位区域

三 調査期間

変更前	変更後
地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和三年三月三十一日まで	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和三年七月三十日まで

○宮城県告示第三百十二号

県営荒浜北部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八條第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八條第六項において準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年四月六日から令和三年五月十日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大河原高倉線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
柴田郡大河原町大谷字一軒地六八番一地从先から	同郡同町大谷字一軒地一二一番一地从先まで	前	後	一一・二二	一一・二二	一一・二二	一一・二二
				(一・二二)	(一・二二)	(一・二二)	(一・二二)
				一八・六	一八・六	二一・〇	二一・〇

○宮城県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年四月六日から三十日宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大河原高倉線	柴田郡大河原町大谷字一軒地六八番一地从先から同郡同町大谷字一軒地一二一番一地从先まで	令和三年四月六日

○宮城県告示第三百十五号

利府町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

新太子堂北地区計画

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 黒川郡大和町テクノヒルズ八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
宮城県土地開発公社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

五 落札金額 六千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年二月九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十七号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

に改正する。

令和三年四月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

栗原市鶯沢森下老人憩いの家(長寿荘)の項を削る。

雑 報

○合同会社G・B・i・o石巻須江代表社員株式会社G・B・i・oイニシアティブ職務執行者高橋俊春から、次のとおり公報登載の依頼があった。

令和三年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第十三条の規定により、G・B・i・o石巻須江発電事業について環境影響評価準備書を作成しましたので、条例第十五条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価準備書を縦覧に供するとともに、条例第十六条の規定により、説明会を開催いたします。

令和三年四月六日

合同会社 G・B・i・o石巻須江

職務執行者 高 橋 俊 春

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 合同会社G・B・i・o石巻須江

2 代表者 代表社員 株式会社G・B・i・oイニシアティブ 職務執行者 高橋 俊春

3 所在地 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階

二 第一種事業の名称、種類及び規模

1 名称 G・B・i・o石巻須江発電事業

2 種類 条例第二条第二項第四号に規定する第一種事業(火力発電所の設置の工事業)

3 規模 発電設備の出力 十万二千七百五十キロワット

三 第一種事業実施区域

宮城県石巻市須江字瓦山 地内

四 第一種事業関係地域の範囲

宮城県石巻市、宮城県東松島市

五 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

株式会社G・B・i・oイニシアティブ(東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア 神田ビル五階)

宮城県庁環境生活部環境対策課

石巻市役所生活環境部環境課・河南総合支所・蛇田支所

東松島市役所市民生活部市民生活課環境係

合同会社G・B・i・o石巻須江発電所ホームページ <https://g-bio-shinomaki.com/>

2 縦覧期間

令和三年四月六日(火) から令和三年五月十二日(水) (ただし、土曜日、日曜日及び祝日・当社休日を除く。)

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

六 意見書の提出

本環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、事業者に対し意見を述べることができます。

1 提出期限 令和三年五月二十六日(水)

2 提出先 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階 株式会社G・B・i・oイニシアティブ

3 提出方法 次の事項をご記入のうえ、書面にて縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函下さるか、「お問い合わせ窓口」へ郵送してください。(※当日消印有効。)

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

(三) 本環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

七 環境影響評価準備書の説明会を開催する日時及び場所

1 日時 令和三年四月二十六日(月) 午後六時三十分から午後八時まで

場所 東松島市矢本東市民センター(東松島市小松下浮足一一五)

2 日時 令和三年四月二十七日(火) 午後六時三十分から午後八時まで

場所 石巻市遊楽館 かなんホール(石巻市北村字前山十五一一)

※新型コロナウイルス感染症の影響により急遽変更となる場合がございます。

弊社ホームページ(<https://g-bio-shinomaki.com/>)にて確認ください。

※両会場の説明内容は同一となります。

【本件に関するお問い合わせ窓口】
 株式会社G・Bioイニシアティブ
 住所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一十八 アーバンスクエア神田ビル五階
 電話番号 〇三(五二〇七) 二七七二
 時間 午前九時三十分から午後五時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日・当社休日を除く。)

正 誤

〇宮城県公報第一八〇号(令和三年二月十六日付け) 中

ページ 四

段 下

行 八

正

本吉郡南三陸町歌津字田茂川二七

三の十

誤

本吉郡南三陸町歌津字田茂川二七

三の三(次の図に示す部分に限る。)

〇宮城県公報令和三年号外第八号(令和三年三月二十六日付け) 中

ページ 一五

段 上

行

正

四十五(八号) ぶぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十
二十五条第一項の規定による報告の徴収及び臨検検査)

仙台市

誤

四十五(七号) ぶぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十
七号) 第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び臨検検査

仙台市